

四半期会計基準専門委員会での検討状況(第17回)

1. 本日の検討事項

(1) 四半期会計基準案関係・・・資料2参照

持分プーリング法を適用した場合の影響額の開示・・・資料4参照

注記事項：当事業年度の既の開示した四半期会計期間ごとの影響額

(第20項(17)、第29項(16)、第66項)

<事務局案>

(原則) 既の開示した四半期会計期間において、みなし結合日に企業結合が行われたとみなした影響額(もしくは修正後の四半期財務諸表)を開示する。

(容認) みなし結合日から企業結合日前日までの結合当事企業間の取引の相殺消去にかかるデータ、及び既の開示した四半期会計期間ごとの被結合企業のデータを企業結合日の属する四半期会計期間に処理することが困難な場合には、影響額の開示ができない旨、理由を記載した上で、企業結合日時点で企業結合の会計処理を行ったものとした四半期財務諸表(暫定的なもの)を開示する。

なお、この場合においても、年度末には、期首に企業結合が行われたとみなした財務諸表が開示されることとなる。

年度財務諸表における四半期別要約財務情報の開示・・・資料5参照

(第22項、第72項)

\* 注記情報として開示する場合、監査との関係あり。

米国の開示状況も参考にして、我が国でも開示を求める方向でよい。

当委員会で開示についての合意が形成された場合、制度上での開示の手当てを関係省庁に要請することが考えられる。

(2) 四半期会計基準適用指針案関係・・・資料3参照

2. 上記以外で検討を要する主な事項

・ 四半期損益計算書の開示方法

・ 注記情報のボリューム(記載項目、内容、注記の仕方)

\* 7月18日の専門委員会で、作成者サイドの具体的な要望を踏まえて検討予定

・ レビュー手続との関係

四半期会計基準の目的の記載

比較財務諸表として前年同四半期の四半期貸借対照表の開示

継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合

以 上